

再掲

施設概要

児童館・児童センターは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に定める児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的にしています。

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 柳津児童館(昭和49年7月開設) |
| 所 在 地 | 岐阜市柳津町丸野1丁目34番地 |
| 建物の概要 | 構 造 鉄筋コンクリート造2階建のうち2階部分 敷地面積 2,698.00m ² 延床面積 681.55m ² 施設内容 事務室・遊戯室兼大集会室・幼児室・図書室・創作活動室・駐車場 |
| そ の 他 | 留守家庭児童会の開設場所になっています。 |